

## 第IV章 資料編

1. 国内主要観光都市の入込観光客数の比較
2. 主要観光施設の時間帯別入込み比率
3. 入込観光客数の月別割合
4. 観光客の来訪目的別の年齢構成
5. 鎌倉への来訪回数
6. 入込観光客数の居住地域別構成の比較
7. 観光客の旅行形式別の構成
8. 国民1人あたりの宿泊観光旅行回数及び宿泊数の推移
9. 国内観光都市の観光消費額
10. 鎌倉市の一般会計予算額と観光費予算額の推移
11. 第2期鎌倉市観光基本計画の策定経過等

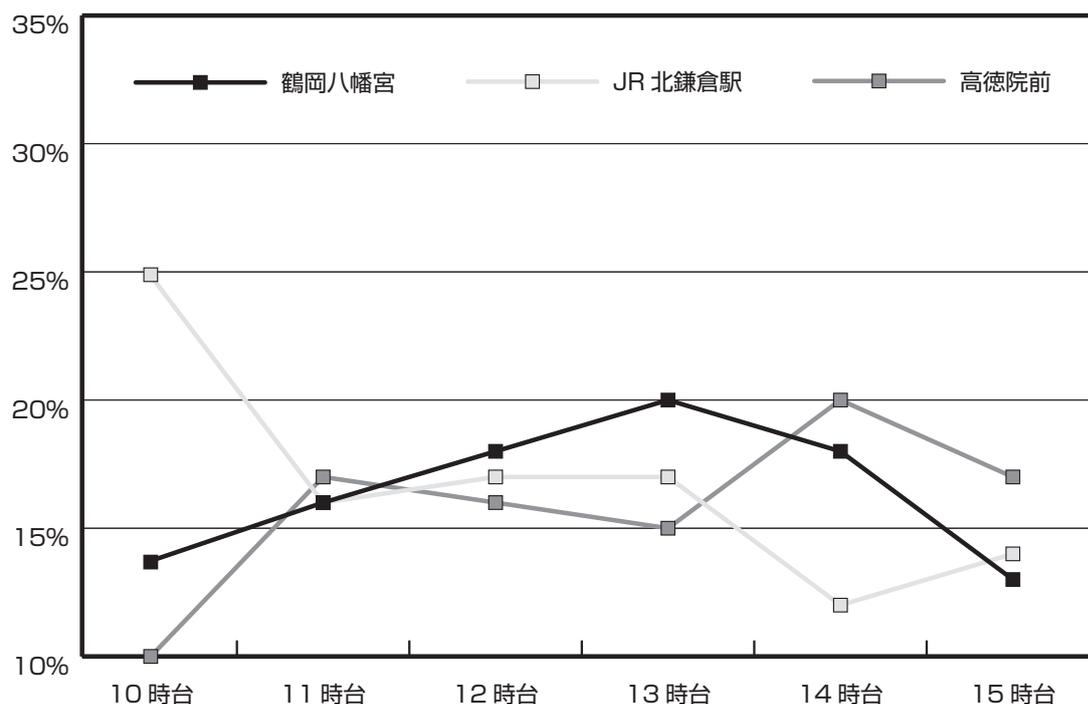
## 1. 国内主要観光都市の入込観光客数の比較

	入込客数 (千人) A	面積 (k㎡) B	人口 (人) C	面積当りの 入込客数 (千人) A/B	人口当りの 入込客数 (千人) A/C	面積当りの 市内混雑度 (A/365+ C) / B
小樽市	5,087	243.0	160,711	21	32	719
函館市	4,815	346.7	303,112	14	16	912
日光市	7,068	321.0	19,834	22	356	122
金沢市	5,788	467.8	430,926	12	13	955
高山市	2,080	139.6	64,489	15	32	503
横浜市	25,604	435.3	3,250,548	59	8	7,629
鎌倉市	19,659	39.6	174,782	496	112	5,774
奈良市	13,982	211.6	352,889	66	40	1,849
京都市	38,288	610.2	1,394,964	63	27	2,458
神戸市	27,500	543.8	1,468,208	51	19	2,839
萩市	1,572	137.9	49,497	11	32	390
長崎市	5,595	240.8	439,129	23	13	1,887

(資料) 日本観光協会「全国観光動向—平成15年度—」「同—平成4年度—」

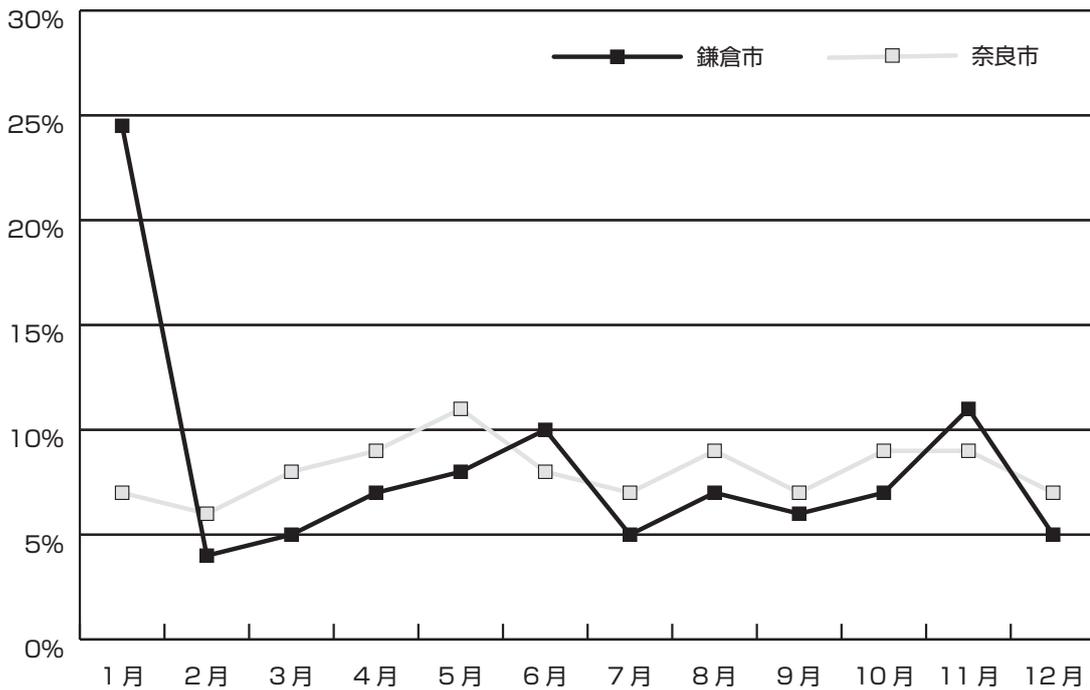
(資料) 鎌倉市観光基本計画(平成8年度策定)

## 2. 主要観光施設の時間帯別入込み比率



(資料) 鎌倉市観光基本計画策定調査(平成17年度)

### 3. 入込観光客数の月別割合



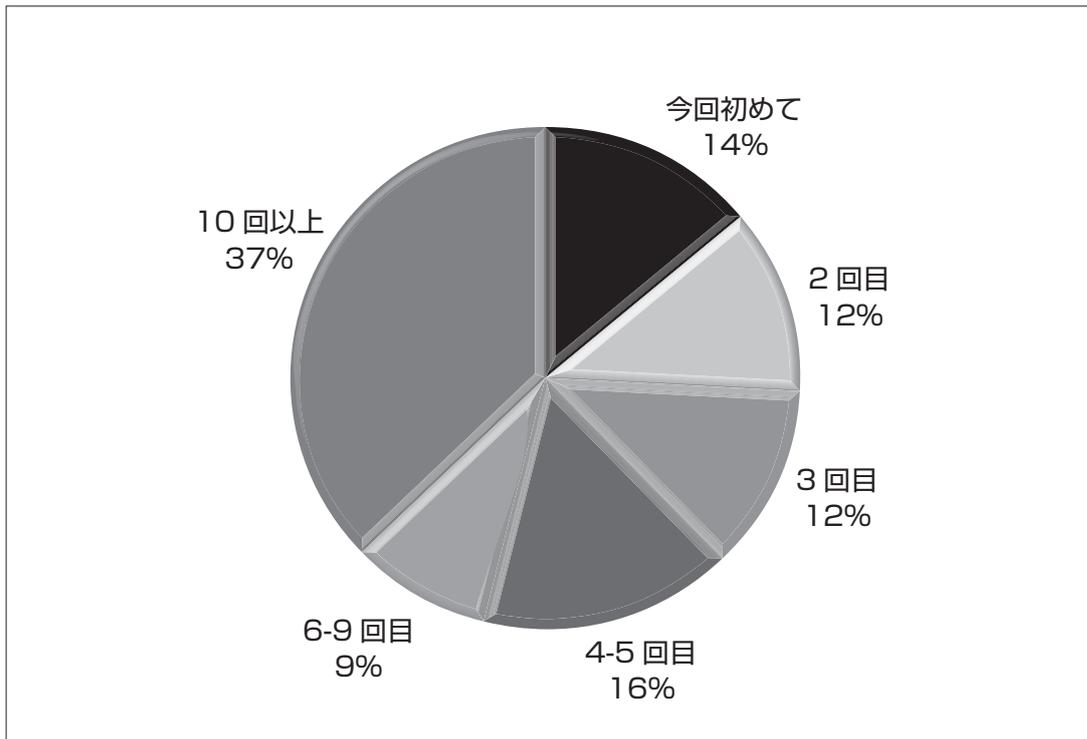
(資料) 鎌倉市観光基本計画策定調査 (平成17年度)

### 4. 観光客の来訪目的別の年齢構成

		合計	史跡	自然	買物・食事	文化施設	その他
平成16 ～ 17年度調査	全体	100.00%	63.70%	36.70%	18.60%	7.20%	10.70%
	男性	100.00%	62.70%	40.20%	14.30%	6.70%	9.60%
	20歳代以下	100.00%	65.30%	25.30%	22.70%	8.00%	16.00%
	30-50歳代	100.00%	62.90%	43.30%	13.30%	5.00%	7.90%
	60歳代以上	100.00%	60.90%	42.90%	11.30%	9.00%	9.00%
	女性	100.00%	64.80%	33.20%	23.00%	7.70%	11.70%
	20歳代以下	100.00%	70.10%	24.60%	20.90%	7.50%	16.40%
	30-50歳代	100.00%	65.20%	34.80%	25.70%	8.70%	9.60%
	60歳代以上	100.00%	54.40%	43.00%	19.00%	5.10%	10.10%

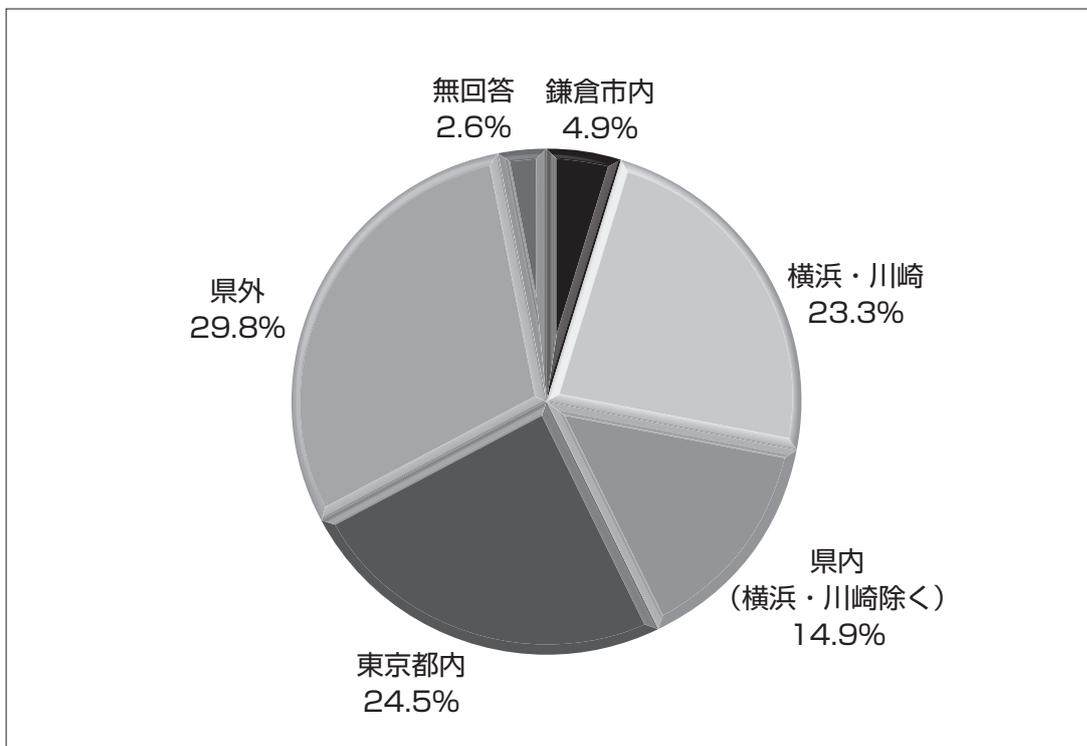
(資料) 鎌倉市観光基本計画策定調査 (平成17年度)

## 5. 鎌倉への来訪回数



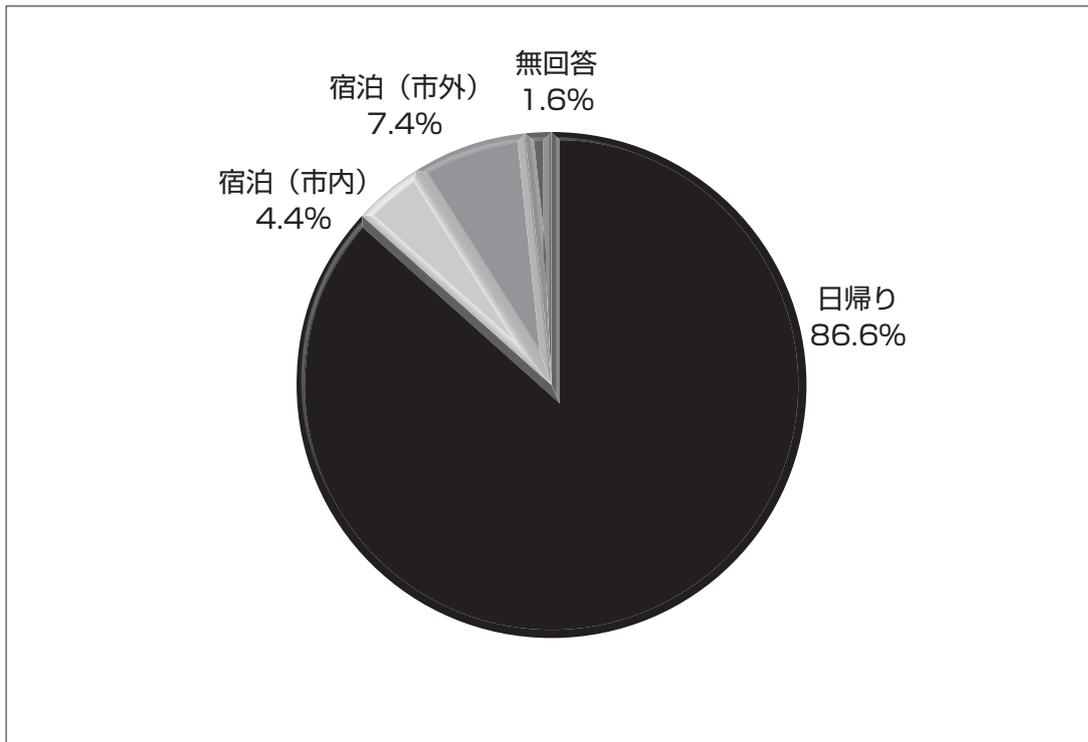
(資料) 鎌倉市観光基本計画策定調査 (平成17年度)

## 6. 入込観光客数の居住地域別構成の比較



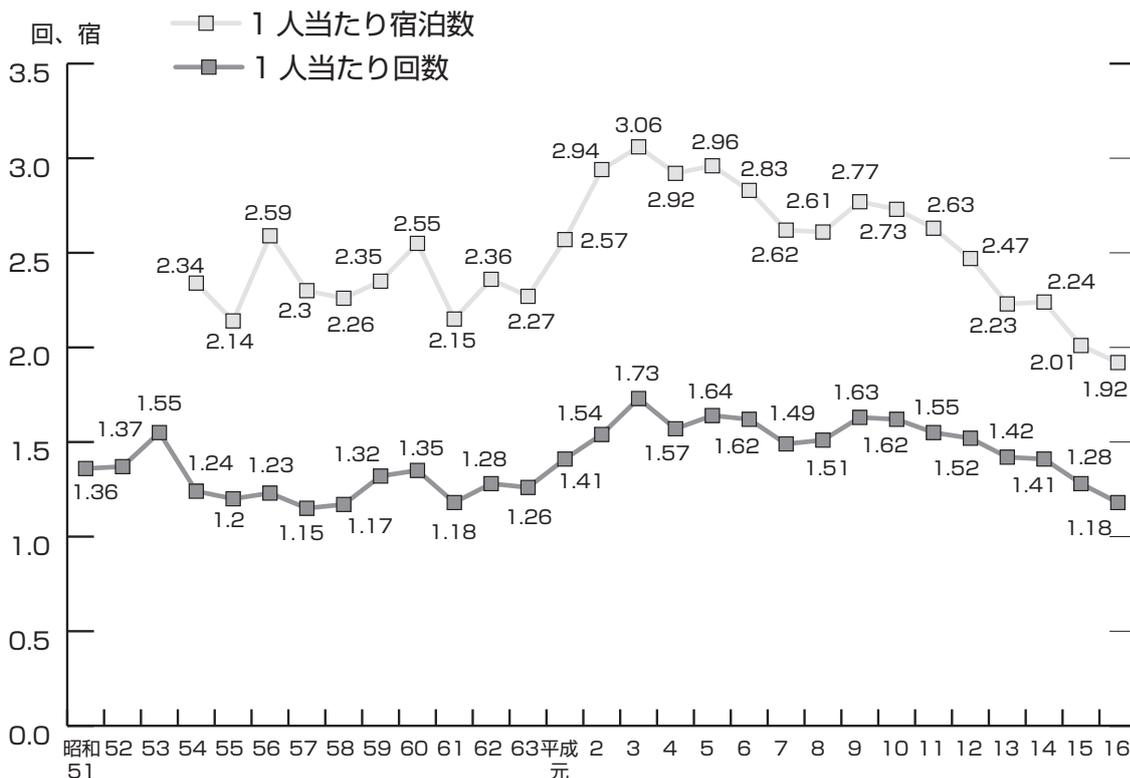
(資料) 鎌倉市観光基本計画策定調査 (平成17年度)

### 7. 観光客の旅行形式別の構成



(資料) 鎌倉市観光基本計画策定調査 (平成17年度)

### 8. 国民1人あたりの宿泊観光旅行回数及び宿泊数の推移



(資料) 観光白書 (平成17年度版)

(注) 国土交通省総合制作局調査による

## 9. 国内観光都市の観光消費額

		入込み観光客数 (千人)	観光消費額 (千円)	1人あたりの 観光消費額 (円)
神奈川県内	神奈川県	152,325	189,923,062	1,247
	鎌倉市	17,682	50,417,768	2,851
	小田原市	4,462	13,406,832	3,005
	箱根町	19,328	69,076,177	3,574
国内	小樽市 (北海道)	8,002	131,900,000	16,483
	金沢市 (石川県)	6,578	46,362,000	7,048
	京都市 (京都府)	43,740	479,405,169	10,960
	長崎市 (長崎県)	6,034	56,920,928	9,433

(資料) 鎌倉市観光基本計画策定調査 (平成17年度)

## 10. 鎌倉市の一般会計予算額と観光費予算額の推移

### 鎌倉市の一般会計予算額と観光費

単位：千円

	一般会計予算額(G)	うち観光費(H)	観光費の割合 (H/G)
平成8年	62,368,000	289,618	0.46%
平成9年	60,093,000	229,929	0.38%
平成10年	57,563,000	240,437	0.42%
平成11年	52,768,400	220,658	0.42%
平成12年	51,586,200	214,508	0.42%
平成13年	52,208,200	209,020	0.40%
平成14年	53,248,000	207,931	0.39%
平成15年	54,205,000	194,061	0.36%
平成16年	58,580,000	239,571	0.41%
平成17年	53,586,000	220,960	0.41%

(資料) 観光課調査

## 11. 第2期鎌倉市観光基本計画の策定経過等

第2期観光基本計画の策定にあたっては、学識経験、関係団体及び公募委員等による「鎌倉市観光基本計画策定委員会」と市内の関係する課（課長級）で構成する「鎌倉市観光基本計画検討会」を設置し、双方の意見等を踏まえながら策定委員会の答申を得るため、審議をお願いした。

### (1) 審議経過

#### ◆鎌倉市観光基本計画策定委員会

- ・17年11月29日（火） 【第1回】 委員の委嘱、設置の目的、鎌倉観光の現況など
- ・18年 1月20日（金） 【第2回】 策定調査中間結果報告、新たな基本理念・基本方針について
- ・18年 3月28日（火） 【第3回】 新たな基本理念、基本方針等について
- ・18年 5月25日（木） 【第4回】 第2期基本計画の構成案、実施事業等について
- ・18年 7月 3日（月） 【第5回】 第2期基本計画素案、アクションプラン素案について
- ・18年 8月 9日（水） 【第6回】 第2期基本計画パブコメ案、アクションプラン案について
- ・18年10月26日（木） 【第7回】 パブコメ結果の検討、第2期基本計画最終案について
- ・18年11月27日（月） 【第8回】 「第2期観光基本計画について」を市長あて答申

#### ◆鎌倉市観光基本計画検討会

- ・17年10月12日（水） 〔第1回〕 設置の目的、スケジュールなどの確認
- ・18年 1月16日（月） 〔第2回〕 策定調査中間結果報告、新たな基本理念・基本方針について
- ・18年 3月23日（木） 〔第3回〕 新たな基本理念、基本方針等について
- ・18年 5月18日（木） 〔第4回〕 第2期基本計画の構成案、実施事業等について
- ・18年 7月14日（金） 〔第5回〕 第2期基本計画素案、アクションプラン素案について
- ・18年 8月23日（水） 〔第6回〕 第2期基本計画パブコメ案、アクションプラン案について
- ・18年10月 6日（金） 〔第7回〕 パブコメ結果の検討、第2期基本計画最終案について
- ・18年11月16日（木） 〔第8回〕 第2期基本計画最終案について
- ・18年12月18日（月） 〔第9回〕 第2期基本計画（答申）の行政計画案について

#### ◆パブリックコメントについて

- ・日程：平成18年9月1日～9月20日
- ・意見募集：広報かまくら、ホームページ、観光課及び各支所などで応募を呼びかけ
- ・結果：8件（鎌倉地域1、大船地域1、玉縄地域4、不明2）

(2) 鎌倉市観光基本計画策定委員会

(ア) 委員名簿

50音順 敬称略

	氏名	選出母体等	
1	大嶋 勝衛		公募市民
2	大津 理津子		公募市民
3	城戸 宏之	江ノ島電鉄株式会社 総務課課長	関係団体
4	國生 護衛	神奈川県神社庁鎌倉・横須賀・三浦支部 鶴岡八幡宮 総務部長	関係団体
5	小西 美恵子	鎌倉市海水浴場運営委員会	関係団体
6	○ 菅原 義久	鎌倉市仏教会副会長・報国寺住職	関係団体
7	中根 裕	ツーリズム・マーケティング研究所 取締役 主席研究員	学識経験者
8	浜田 淑子	鎌倉市観光協会 理事	関係団体
9	藤川 譲治	鎌倉商工会議所 観光部会部会長	関係団体
10	◎ <small>ふるたに</small> 古谷 知之	慶應義塾大学環境情報学部 専任講師	学識経験者
11	<small>ふるや</small> 古谷 幸夫	神奈川県商工労働部商業観光流通課 観光振興担当課長	関係団体

◎は委員長、○は副委員長

H17.11.29現在

## (イ) 観光基本計画の実現に向けて — 策定委員会からの提言 —

平成17年11月から丸一年（全8回）の委員会での議論を経て、ようやく鎌倉市観光基本計画を答申するに至りました。委員会メンバー及び関係者の皆様に、改めて感謝の意を表したいと思っております。

今回策定した観光基本計画は、様々な意味で新しい挑戦であるといえます。

一つには、従来型の基本計画 (master plan)・行動計画 (action plan) の形をかりながら、戦略計画 (tourism strategic plan) 或いはマネジメント計画 (tourism management plan) としての性格を打ち出しています。すなわち、市民・観光事業者・行政などの各主体が、鎌倉での観光をマネジメントするための方向性を示したものとなっています。

二つ目には、鎌倉において住民或いは観光客に観てもらいたい「光」とは、地域における高い文化水準・生活水準に他ならないという共通認識のもと、観光需要と施策運用の二つをマネジメントするという骨太の方針を掲げています。特に、観光客の量より質を追求するという施策目標は、わが国の他の観光地計画には類を見ない「鎌倉らしい」独自の視点になっています。

更に、今回の基本計画策定委員会では、市民・観光関連事業者・寺社仏閣などの代表者からなる委員と行政担当者とが、世代間の垣根を越えて、あるべき計画案の姿を忌憚なく議論しながら、手づくりでまとめ上げたものだということです。委員全員がこの基本計画案に責任を持つとともに、その内容に自負を持っています。

この答申では、行動計画を推進し、また評価していくための組織（案）についても提言しています。まず、観光基本計画策定委員会の委員メンバーを中心として観光基本計画推進のための設立準備委員会を組織化します。さらに、行動計画のテーマに応じて、テーマごとに企画立案と推進に取り組む部会を統括する「(仮称) 鎌倉市観光振興推進本部会議」を来年度早々に立ち上げることとなります。このメンバーは、鎌倉の叡智を集約してまとめることのできる各方面の代表者から構成され、観光政策の意思決定に責任を持つこととなります。

また、行動計画の進捗状況を精査する「(仮称) 観光基本計画進行管理委員会」も設置し、施策目標の達成度を評価し、「(仮称) 鎌倉市観光振興推進本部会議」に評価結果をフィードバックしていきます。これらの組織が連携することによって、計画が着実に推進していくことを目指します。

今後、基本計画を実現していく過程で行政はもとより、関係団体・観光関連事業者・市民及び市民団体がそれぞれの責任と役割分担を意識しながら、「鎌倉らしいもてなし」が実践されることを期待しています。

平成18年11月27日

鎌倉市観光基本計画策定委員会  
委員長 古谷 知之

## (ウ) 鎌倉市観光基本計画策定委員会設置要綱

### 鎌倉市観光基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、本市の観光のあり方について、市民、学識経験者、関係機関・関係団体の代表者及び市が協働して鎌倉市観光基本計画(以下「基本計画」という。)見直しを行うにあたり、鎌倉市観光基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 鎌倉市観光基本計画見直しについての事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験を有する者及び関係機関・関係団体から推薦を得た者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、鎌倉市観光基本計画の見直しが終了されるまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(小委員会の設置)

第7条 委員会の作業部会として、小委員会を設置するものとする。

2 小委員会は、若干名の委員を持って構成する。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民経済部観光課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付則

この要綱は平成17年11月29日から施行する。

## (3) 鎌倉市観光基本計画検討会

## (ア) 委員名簿

役 職	18.4.1 から	18.3.31 まで
○経営企画課長	小村 亮一	安田 浩二 (企画課長)
広報課長	山田 幸文	山本 賢次 (情報推進課長)
文化推進課長	鈴木 信之	
世界遺産登録推進課長	島田 正樹	
総合防災課長	小川 美千夫	
◎市民経済部次長	相澤 千香子	植松 芳子
観光課長	宮田 茂昭	
産業振興課長	北村 榮	18.4 から
産業振興課課長代理	梅澤 正治	
福祉政策課長	安部川 信房	
資源循環課長	椎野 憲一郎	相澤 千香子 (資源対策課長)
美化衛生課長	石井 貞雄	
都市景観課長	大場 将光	
みどり課長	米木 弘行	18.4 から
公園海浜課長	土屋 志郎	// (公園緑地課長)
公園海浜課長代理	村井 徹	18.4 から
都市計画課長	飯山 修	18.4 から
道路整備課長	高橋 一也	関根 大三郎
交通政策課長	高橋 洋	
鎌倉深沢地域整備課長	山内 廣行	佐藤 尚之 (都市政策課長)
生涯学習課長	神田 学	島崎 伸一
文化財課長	古谷 修	三ツ堀 弘

◎=会長 ○=副会長

## 事務局&lt;観光課&gt;

課長補佐兼担当係長	中野 達夫	
担当	鈴木 智大 (主事)	茶木 久美子 (副主査)

## (イ) 鎌倉市観光基本計画検討会 設置要綱

### 鎌倉市観光基本計画検討会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しを行うにあたり、庁内関連各課相互の横断的な調整を図るため、鎌倉市観光基本計画検討会（以下「検討会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の達成状況についての評価、検証についての事項
- (2) 基本計画の見直しについての事項

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、市民経済部次長とし、副会長は、企画部次長兼企画課長事務取扱とする。

3 会員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は会議を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、鎌倉市観光基本計画の見直しが終了するまでの間とする。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、市民経済部観光課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付則

(施行期日)

この要綱は平成17年10月12日から施行する。

第2期 鎌倉市観光基本計画

発行:平成19年2月

鎌倉市市民経済部観光課

鎌倉市御成町18番10号

Tel 0467-23-3000 FAX 0467-23-8700

URL <http://guide.city.kamakura.kanagawa.jp>

e-mail [kankou@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:kankou@city.kamakura.kanagawa.jp)